＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　　＊
＊　柏原市議会定例会議案　＊
＊　　＊
＊　　＊
＊　平成２９年第４回　＊
＊　　＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（平成２９年１１月３０日）

目　　次

平成２９年１１月３０日　定例会

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
議案第８１号	公の施設（柏原市農業総合地域センター）の指定管理者の指定について	1
議案第８２号	公の施設（柏原市立堅下北コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	2
議案第８３号	公の施設（柏原市立柏原西コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	3
議案第８４号	公の施設（柏原市立玉手地域コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	4
議案第８５号	公の施設（柏原市立国分東コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	5
議案第８６号	公の施設（柏原市立堅上コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	6
議案第８７号	公の施設（柏原市立柏原南コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	7
議案第８８号	公の施設（柏原市立学習等供用施設）の指定管理者の指定について	8
議案第８９号	公の施設（柏原市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について	9
議案第９０号	公の施設（柏原市自転車駐車場）の指定管理者の指定について	１０
議案第９１号	公の施設（柏原市自動車駐車場）の指定管理者の指定について	１２
議案第９２号	公の施設（柏原市体育施設）の指定管理者の指定について	１３
議案第９３号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	１４

議案第９４号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	１５
議案第９５号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１６
議案第９６号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１７
議案第９７号	柏原市事務分掌条例の一部改正について	１８
議案第９８号	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	２０
議案第９９号	柏原市高齢者福祉金給付条例の廃止について	４２
議案第１００号	柏原市道路占用料条例等の一部改正について	４４
議案第１０１号	柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例の制定について	６３
議案第１０２号	平成２９年度柏原市一般会計補正予算（第７号）	６５
議案第１０３号	平成２９年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）	８２
議案第１０４号	平成２９年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	９１
議案第１０５号	平成２９年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	９６

議案第８１号

公の施設（柏原市農業総合地域センター）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市農業総合地域センター

２　指定管理者となる団体名
　柏原市農業総合地域センター管理運営委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８２号

公の施設（柏原市立堅下北コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立堅下北コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　堅下北コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８３号

公の施設（柏原市立柏原西コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立柏原西コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　柏原西コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８４号

公の施設（柏原市立玉手地域コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立玉手地域コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　玉手地域コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８５号

公の施設（柏原市立国分東コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立国分東コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　国分東コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８６号

公の施設（柏原市立堅上コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立堅上コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　堅上コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８７号

公の施設（柏原市立柏原南コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立柏原南コミュニティ会館

２　指定管理者となる団体名
　柏原南コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８８号

公の施設（柏原市立学習等供用施設）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市大正学習センター

２　指定管理者となる団体名
　柏原西コミュニティ委員会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第８９号

公の施設（柏原市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称
　柏原市立老人福祉センター

２　指定管理者となる団体名
　社会福祉法人　柏原市社会福祉協議会

３　指定の期間
　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

議案第９０号

公の施設（柏原市自転車駐車場）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称

柏原駅西口自転車駐車場
柏原駅西口第２自転車駐車場
柏原駅西口第３自転車駐車場
柏原駅東自転車駐車場
法善寺駅西自転車駐車場
法善寺駅東自転車駐車場
堅下駅東自転車駐車場
堅下駅西自転車駐車場
安堂駅自転車駐車場
高井田駅第１自転車駐車場
高井田駅第２自転車駐車場
高井田駅第３自転車駐車場
堅上駅自転車駐車場
国分駅西第１自転車駐車場
国分駅西第２自転車駐車場

国分駅西第３自転車駐車場

国分駅西第４自転車駐車場

国分駅前再開発ビル自転車駐車場

国分駅東自転車駐車場

２　指定管理者となる団体名

公益社団法人　柏原市シルバー人材センター

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第９１号

公の施設（柏原市自動車駐車場）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称

柏原駅東自動車駐車場

柏原駅西口自動車駐車場

２　指定管理者となる団体名

公益社団法人　柏原市シルバー人材センター

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

議案第９２号

公の施設（柏原市体育施設）の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定について、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　指定管理者に管理させる公の施設の名称

柏原市立体育館

柏原市立第二体育館

柏原市片山庭球場

柏原市堅下庭球場

柏原市立青谷運動場

２　指定管理者となる団体名

株式会社　オーエンス

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

議案第９３号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第９４号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

所属政党

議案第９５号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第９６号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第９７号

柏原市事務分掌条例の一部改正について

柏原市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市事務分掌条例の一部を改正する条例

柏原市事務分掌条例（昭和４４年柏原市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条総務部の項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　庁舎の整備に関すること。

第２条市民部の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第１０号までを１号ずつ繰り上げ、同条健康福祉部の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　国民健康保険及び国民年金に関すること。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第９８号

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和３９年柏原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第８条及び第９条を次のように改める。

（使用料の減免）

第８条　市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する行事又は本市の要請に基づく行事に使用する場合　全額

(2)　本市の教育、青少年の健全な育成又は体育の発展に寄与するために設立された団体が使用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（使用料の還付）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　学校の管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により学校の使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の５日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

第１４条第１項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

施設区分 ＼ 使用時間			午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
柏原市立柏原中学校屋内運動場	体育室	日曜日	2,200円	3,300円	3,300円	8,800円
		日曜日以外	―	―	3,300円	―
	柔剣道室	日曜日	1,100円	1,650円	1,650円	4,400円
		日曜日以外	―	―	1,650円	―

（柏原市運動広場条例の一部改正）

第２条　柏原市運動広場条例（昭和５１年柏原市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第７条を削り、第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条を第５条とする。

第３条中「柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める施設について」を削り、同条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（開場時間等）

第３条　運動広場の開場時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、７月１日から１１月３０日までの円明運動広場の開場時間は、午前９時から午後９時までとする。

２　運動広場の休場日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

３　前２項の規定にかかわらず、柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開場時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に開場することができる。

第８条を次のように改める。

（使用料の還付）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　運動広場の管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により運動広場の使用ができな

かった場合

(3)　使用予定日の５日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

別表中「第６条」を「第７条」に、「５００円」を「５５０円」に、「３５０円」を「４００円」に改める。

（柏原市立公民館条例の一部改正）

第３条　柏原市立公民館条例（昭和５３年柏原市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「本館」を「柏原市立公民館本館（以下「本館」という。)」に、「分館」を「柏原市立公民館国分分館及び柏原市立公民館堅下分館（以下「分館」という。)」に改める。

第７条を削る。

第６条の見出しを「(許可の取消し等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「次の」を「館長は、公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の」に、「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第１号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「許可条件」を「第５条第２項の条件」に改め、同条を第７条とする。

第５条の見出しを「(許可の制限)」に改め、同条第１号中「に該当する」を「の規定に反することとなる」に改め、同条第３号中「き損」を「毀損」に改め、同条第４号中「及び第２２条」を削り、同条を第６条とする。

第４条の見出しを「(使用の許可等)」に改め、同条中「柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改め、同条に次の１項を加える。

２　館長は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（開館時間等）

第４条　公民館の開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、次に掲げる日の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。

(1)　日曜日及び月曜日

(2)　火曜日（本館に限る。）

(3)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（第３項において「休日」という。）

２　本館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

３　分館の休館日は、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その翌日）及び前項に定める日とする。

４　前３項の規定にかかわらず、柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に開館することができる。

第８条及び第９条を次のように改める。

（使用料）

第８条　使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の減免）

第９条　市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する事業又は本市の要請に基づく事業に使用する場合　全額

(2)　本市の教育若しくは文化の振興又は福祉の増進に寄与することを目的とした団体が、その目的を達成するために使用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

第１３条を第１４条とする。

第１２条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第１３条とする。

第１１条中「第６条」を「第７条」に改め、「により使用」の次に「の許可」を加え、同条を第１２条とする。

第１０条中「使用の許可を受けた者は、使用許可」を「使用者は、許可」に改め、「以外に」の次に「公民館を」を加え、同条を第１１条とし、第９条

の次に次の１条を加える。

（使用料の還付）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　公民館の管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により公民館の使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の１４日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

(4)　使用予定日の７日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合（前号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第４号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

(1)　本館　（単位　円）

室名＼使用時間		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
２階	多目的室	700	900	700	1,600	1,600	2,300
	講座室	600	800	600	1,400	1,400	2,000
	実習室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000
	和室	800	1,100	800	1,900	1,900	2,700
	調理室	800	1,100	800	1,900	1,900	2,700
３階	展示室	800	1,100	800	1,900	1,900	2,700
	会議室	600	700	600	1,300	1,300	1,900
	講堂	3,200	4,300	3,200	7,500	7,500	10,700

(2)　国分分館　（単位　円）

室名＼使用時間		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
２階	小会議室	400	500	400	900	900	1,300
	中会議室	600	800	600	1,400	1,400	2,000
	和　　室	300	400	300	700	700	1,000
	調 理 室	500	700	500	1,200	1,200	1,700
３階	大会議室	1,000	1,300	1,000	2,300	2,300	3,300

(3)　堅下分館　（単位　円）

室名＼使用時間		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
１階	ＩＴ教室	600	800	600	1,400	1,400	2,000
	学 習 室	300	400	300	700	700	1,000
	会 議 室	200	300	200	500	500	700
２階	会 議 室	1,100	1,500	1,100	2,600	2,600	3,700
	和　　室	300	400	300	700	700	1,000
	小会議室	200	300	200	500	500	700

（柏原市立図書館条例の一部改正）

第４条　柏原市立図書館条例（昭和５３年柏原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条を削り、第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（開館時間等）

第４条　図書館の開館時間は、午前１０時から午後６時までとする。ただし、次に掲げる日の開館時間は、午前９時３０分から午後５時までとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（第３項において「休日」という。）

２　前項の規定にかかわらず、柏原市立国分図書館（以下「国分図書館」という。）の多目的室及び会議室（以下「多目的室等」という。）の開館時間

は、午前９時から午後９時までとする。

３　図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)　月曜日（国分図書館にあっては、火曜日。以下同じ。）（月曜日が休日に当たるときは、その翌日）

(2)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

(3)　毎月最終の木曜日（１２月２９日が最終の木曜日に当たるときは、その前日）

(4)　図書館資料の総合的な整理及び点検のため、１年につき１０日以内で柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める日

４　前３項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に開館することができる。

第６条から第８条までを次のように改める。

（手数料の免除）

第６条　市長は、官公署又は公共的団体から複写の依頼があった場合は、手数料を免除するものとする。

（使用の許可）

第７条　多目的室等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の制限）

第８条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室等の使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　営利を図ることを目的とするとき。

(3)　特定の政党又は政策を支援するための活動と認められるとき。

(4)　特定の宗教を布教するための活動と認められるとき。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。

(6)　その他教育委員会が管理及び運営上支障があると認めるとき。

第９条を第１３条とし、第８条の次に次の４条を加える。

（許可の取消し）

第９条　教育委員会は、多目的室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前条各号のいずれかに該当することとなったときは、多目的室等の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

（使用料）

第１０条　使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の免除）

第１１条　市長は、市が主催若しくは共催する事業又は市の要請に基づく事業に多目的室等を使用する場合は、使用料を免除するものとする。

（使用料の還付）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　国分図書館の管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により多目的室等の使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の１４日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

(4)　使用予定日の７日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合（前号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第４号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

別表を次のように改める。

別表（第１０条関係）

使用時間 室名	午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後９時まで	午前９時から 午後５時まで	午後１時から 午後９時まで	午前９時から 午後９時まで

多目的室	3,200円	4,200円	3,200円	7,400円	7,400円	10,600円
会議室１	600円	800円	600円	1,400円	1,400円	2,000円
会議室２	600円	800円	600円	1,400円	1,400円	2,000円

備考　多目的室を半分に仕切ってその一方だけを使用する場合は、上記金額の２分の１の額とする。

（柏原市立体育館条例の一部改正）

第５条　柏原市立体育館条例（昭和５３年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第６条ただし書中「開館」を「開館し、」に改める。

第１１条及び第１２条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する行事又は本市の要請に基づく行事に利用する場合　全額

(2)　本市の体育及びスポーツの発展に寄与することを目的として設立された団体が、その目的を達成するための行事に利用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（利用料金の還付）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の利用料金を還付しないものとする。

(1)　体育館の管理及び運営上の理由により利用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により体育館の利用ができなかった場合

(3)　利用予定日の７日前までに規則で定める利用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による利用料金の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の利用料金の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の利用料金の半額とする。

第１３条中「利用許可」を「許可」に改め、「以外に」の次に「体育館を」

を加える。

別表中「第１０条」を「第１０条第３項」に改め、同表の１の表を次のように改める。

１　体育室

施設名＼利用区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
市立体育館	全面	3,300円	4,400円	6,600円	13,200円
	半面	1,650円	2,200円	3,300円	6,600円
市立第二体育館	全面	2,200円	3,300円	4,400円	8,800円

備考

１　「半面」とは、体育室の床面の２分の１をいう。

２　利用許可時間を超過して利用する場合の超過利用料金は、１時間につき、当該利用区分に係る基本料金の４割の額を徴収する。この場合において、１時間未満の端数時間は、１時間とみなす。

３　柏原市内在住、在勤又は在学以外の者が利用する場合は、上記利用料金の１．５倍の額（その額に、１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を徴収する。

４　スポーツ活動以外の事業の利用については、上記利用料金の２倍の額を徴収する。

別表の２の表中「２００円」を「２２０円」に、「１００円」を「１１０円」に改め、同表備考第８項中「１．５倍」の次に「の額」を加える。

（柏原市営庭球場条例の一部改正）

第６条　柏原市営庭球場条例（昭和５５年柏原市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「前２号」を「前３号」に改める。

第８条第５号中「き損」を「毀損」に改める。

第１１条及び第１２条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する行事又は本市の要請に基づく行事に利用する場合　全額

(2)　本市の体育及びスポーツの発展に寄与することを目的として設立された団体が、その目的を達成するための行事に利用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（利用料金の還付）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の利用料金を還付しないものとする。

(1)　庭球場の管理及び運営上の理由により利用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により庭球場の利用ができなかった場合

(3)　利用予定日の７日前までに規則で定める利用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による利用料金の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の利用料金の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の利用料金の半額とする。

第１３条中「利用許可」を「許可」に改め、「以外に」の次に「庭球場を」を加える。

別表中「第１０条」を「第１０条第３項」に、「９００円」を「９９０円」に、「１，２００円」を「１，３２０円」に、「５００円」を「５５０円」に、「７５０円」を「８３０円」に改める。

（柏原市立青少年センター条例の一部改正）

第７条　柏原市立青少年センター条例（昭和５８年柏原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「青少年センター」を「柏原市立青少年センター（以下「センター」という。)」に改める。

第１０条中「ほか」の次に「、この条例の施行について」を加え、同条を第１５条とし、第９条を第１４条とする。

第８条中「第６条」を「第８条」に改め、「により使用」の次に「の許可」を加え、同条を第１３条とする。

第７条中「使用の許可を受けた者は、使用許可」を「使用者は、許可」に改め、「以外に」の次に「センターを」を加え、同条を第１２条とする。

第６条の見出しを「(許可の取消し等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「次の各号の一に」を「教育委員会は、センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに」に、「教育委員会は、使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第１号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「許可条件」を「第６条第２項の条件」に改め、同条を第８条とし、同条の次に次の３条を加える。

（使用料）

第９条　使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する事業又は本市の要請に基づく事業に使用する場合　全額

(2)　本市の青少年の健全な育成に寄与することを目的として設立された団体が、その目的を達成するための行事に使用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（使用料の還付）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　センターの管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由によりセンターの使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の１４日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

(4)　使用予定日の７日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合（前号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第４号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

第５条の見出しを「(許可の制限)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第７条とする。

第４条の見出しを「(使用の許可等)」に改め、同条中「青少年センター」を「センター」に改め、同条に次の１項を加える。

２　教育委員会は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

第４条を第６条とし、第３条の次に次の２条を加える。

（事業）

第４条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　青少年の学習の場の提供

(2)　青少年活動に関する相談及び指導

(3)　定期教室の開設

(4)　研修会、学習会、展示会、映画会等の開催

(5)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

（開館時間等）

第５条　センターの開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、次に掲げる日の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。

(1)　日曜日及び月曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（次項において「休日」という。）

２　センターの休館日は、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その翌日）及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に開館することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第９条関係）

使用時間 室名	午　前　9　時 ～ 午前11時30分	午前11時30分 ～ 午後1時30分	午後1時30分 ～ 午　後　4　時	午　後　4　時 ～ 午後6時30分	午後6時30分 ～ 午　後　9　時
学習室	500円	400円	500円	500円	500円
多目的ホール	700円	600円	700円	700円	700円

（柏原市立歴史資料館条例の一部改正）

第８条　柏原市立歴史資料館条例（平成４年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「保管し、」の次に「及び」を加え、「研修」を「、研修」に、「もつて」を「もって」に改める。

第２条中「資料館の」を「歴史資料館の」に改める。

第３条中「資料館」を「柏原市立歴史資料館（以下「資料館」という。）」に改める。

第４条を次のように改める。

（開館時間等）

第４条　資料館の開館時間は、午前９時３０分から午後５時までとする。

２　資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1)　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときを除く。）

(2)　１２月２９日から翌年１月３日までの日

(3)　展示の準備のため必要と柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める日

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に開館することができる。

第６条及び第７条を削る。

第５条第１項を次のように改める。

資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、館長の許可を受けなければならない。

第５条を第７条とし、第４条の次に次の２条を加える。

（入館の制限）

第５条　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又

は退館を命ずることができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　建物若しくは附属設備又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。

(4)　その他管理上支障があると認めるとき。

（入館料）

第６条　資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納めなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、入館料を無料とする。

(1)　資料館の開館記念日

(2)　文化、芸術等の振興を目的とした市域又は府域を越えた広域的な事業に本市が参加する場合であって、市長が定める日

第８条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、この条例の施行について」に、「柏原市教育委員会規則で」を「教育委員会が」に改め、同条を第１１条とし、第７条の次に次の３条を加える。

（許可の制限等）

第８条　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、撮影等を許可しない。

(1)　寄託を受けた資料の撮影等について、寄託した者の承諾がないとき。

(2)　撮影等によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3)　その他撮影等を不適当と認めるとき。

２　館長は、許可した撮影等が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、撮影等を制限し、又は撮影等の許可を取り消すことができる。

（入館料等の免除）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者が入館するときは、入館料を免除するものとする。

(1)　市の招へいを受けた者

(2)　学習目的のため児童又は生徒を引率する小学校又は中学校の教職員

(3)　障害者（身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」(昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）による療育手帳を所持する者をいう。）及び当該障害者を介助する者（１名に限る。）

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、撮影等の料金を免除するものとする。

(1)　国若しくは地方公共団体が主催する事業又は国若しくは地方公共団体の要請に基づく事業に使用する場合

(2)　学術研究その他資料の使用が営利を目的としないものであって、市長が認めた場合

（入館料等の還付）

第１０条　既納の入館料は、還付しないものとする。

２　市長は、次のいずれかに該当する場合を除き、既納の撮影等の料金を還付しないものとする。

(1)　資料館の管理上の理由により許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により撮影等ができなかった場合

３　前項の規定による還付の額は、既納の撮影等の料金の全額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第６条第１項関係）

区分	入館料	年間入館料
中学生以下	無料	無料
高校生、大学生	無料	無料
上記以外	１人１回につき　２００円	１人１年につき　６００円

備考

１　「高校生、大学生」の区分は、学生証その他の証明書類を提示した者に適用する。

２　年間入館料を納付した者は、納付した日から１年を経過する日までの間、回数の制限なく入館できるものとする。

（柏原市民文化会館条例の一部改正）

第９条　柏原市民文化会館条例（平成９年柏原市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「前各号」を「前３号」に改める。

第６条ただし書中「開館」を「開館し、」に改める。

第１０条を次のように改める。

（利用料金の還付）

第１０条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の利用料金を還付しないものとする。

(1)　会館の管理上の理由により利用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により会館の利用ができなかった場合

(3)　各施設について、次に定めるときまでに規則で定める利用申請の取下げの届出を受理した場合

ア　大ホール、小ホール及びこれらと同時に利用する施設　利用予定日の２０日前

イ　レセプションホール及びこれと同時に利用する施設並びに会議室　利用予定日の７日前

ウ　練習室　利用予定日の前日

２　前項の規定による利用料金の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の利用料金の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の利用料金の半額とする。

第１１条中「利用許可」を「許可」に改め、「以外に」の次に「会館を」を加える。

別表の（１）の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1)　施設の利用料金　　（単位　円）

施設区分＼利用時間		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
大ホール	平日	30,000	46,000	53,000	73,000	92,000	115,000
	休日	39,000	59,000	69,000	95,000	119,000	150,000
大ホール楽屋	1	600	800	800	1,500	1,700	2,300
	2	300	400	400	700	800	1,200
	3	300	400	400	700	800	1,200
	4	1,200	1,600	1,600	2,700	3,200	4,300
	5	1,100	1,400	1,400	2,400	2,700	3,800
小ホール	平日	8,000	12,000	14,000	19,000	25,000	31,000
	休日	10,000	16,000	18,000	26,000	32,000	40,000
小ホール楽屋	1	400	600	600	1,100	1,300	1,700
	2	400	600	600	1,100	1,300	1,700
	3	300	400	400	700	800	1,200
レセプションホール	平日	3,400	5,000	5,800	8,000	10,100	12,600
	休日	4,400	6,500	7,600	10,400	13,100	16,400
レセプションホール控室		300	400	400	700	800	1,200
会議室１		900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
会議室２		900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
練習室Ａ	平日	900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
	休日	1,300	1,700	1,700	2,800	3,300	4,100
練習室Ｅ	平日	900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
	休日	1,300	1,700	1,700	2,800	3,300	4,100

別表の（１）の表備考第１項中「土・日・休日とは土曜日、日曜日」を「「休日」とは日曜日、土曜日」に改め、同表備考第４項中「練習室又は会議室」を「会議室又は練習室」に改める。

（柏原市立青谷運動場条例の一部改正）

第１０条　柏原市立青谷運動場条例（平成２１年柏原市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「前各号」を「前３号」に改める。

第６条ただし書中「開場」を「開場し、」に改める。

第１１条及び第１２条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する行事又は本市の要請に基づく行事に利用する場合　全額

(2)　本市の体育及びスポーツの発展に寄与することを目的として設立された団体が、その目的を達成するための行事に利用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（利用料金の還付）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の利用料金を還付しないものとする。

(1)　運動場の管理及び運営上の理由により利用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により運動場の利用ができなかった場合

(3)　利用予定日の７日前までに規則で定める利用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による利用料金の還付の額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は既納の利用料金の全額とし、同項第３号に該当する場合は既納の利用料金の半額とする。

第１３条中「利用許可」を「許可」に改め、「以外に」の次に「運動場を」加える。

別表中「第１０条」を「第１０条第３項」に、「５００円」を「５５０円」に、「７５０円」を「８３０円」に、「１，５００円」を「１，６５０円」に、「４００円」を「４４０円」に改める。

（柏原市立男女共同参画センター条例の一部改正）

第１１条　柏原市立男女共同参画センター条例(平成２７年柏原市条例第４号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「の各号」を削る。

第４条ただし書中「開館」を「開館し、」に改める。

第５条第７号中「管理運営上」を「管理及び運営上」に改める。

第６条中「又は遊戯室」を「、遊戯室又は応接室」に改める。

第８条第２項中「管理運営上」を「管理及び運営上」に改める。

第１０条各号列記以外の部分中「もの」の次に「(以下「使用者」という。)」を加え、同条第５号中「管理運営上」を「管理及び運営上」に改める。

第１１条を第１４条とし、第１０条の次に次の３条を加える。

(使用料)

第１１条　使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第１２条　市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する事業又は本市の要請に基づく事業に使用する場合　全額

(2)　登録団体であって、本市が主催する男女共同参画に関する事業の実行委員会の委員が所属する団体が使用する場合　半額

(使用料の還付)

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　センターの管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由により会議室等の使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の１４日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

(4)　使用予定日の７日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を

受理した場合（前号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による使用料の還付の額は、同項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第４号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第１１条関係）

室　名	使用料
会議室	１時間につき　６００円
遊戯室	１時間につき　３００円
応接室	１時間につき　１００円

備考　使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、切り上げて１時間とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年７月１日から施行する。ただし、第９条の規定は、平成３１年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後の使用又は利用について適用する。

議案第９９号

柏原市高齢者福祉金給付条例の廃止について

柏原市高齢者福祉金給付条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市高齢者福祉金給付条例を廃止する条例

柏原市高齢者福祉金給付条例（昭和６３年柏原市条例第１２号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の柏原市高齢者福祉金給付条例第６条第１項ただし書の規定による福祉金の給付の申請が行われた場合であって、当該申請がこの条例の施行の日以後に処理されることとなるときの福祉金の給付については、なお従前の例による。

議案第１００号

柏原市道路占用料条例等の一部改正について

柏原市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市道路占用料条例等の一部を改正する条例

（柏原市道路占用料条例の一部改正）

第１条　柏原市道路占用料条例（昭和３３年柏原市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３９条第１項」を「第３９条第２項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	２，２００円
	第２種電柱		３，４００円
	第３種電柱		４，６００円
	電柱に係る支柱		３，４００円
	電柱に係る支線柱		１，６００円
	電柱に係る支線		６７０円
	第１種電話柱		２，０００円
	第２種電話柱		３，２００円
	第３種電話柱		４，３００円
	電話柱に係る支柱		１，８００円
	電話柱に係る支線柱		１，５００円
	電話柱に係る支線		６７０円
	その他の柱類		２００円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	２０円
	地下に設ける電線その他の線類		１２円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	２，０００円

	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	３，９００円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		１，７００円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	８２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		１２０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１８０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		２４０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		３５０円
	外径が０．３メートル		４７０円

	以上０．４メートル未満のもの			
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			８２０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			１，２００円
	外径が１メートル以上のもの			２，４００円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設				３，９００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	上空に設ける通路			２，０００円
	地下に設ける通路			１，２００円
	その他のもの			３，９００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	３９円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「施行令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	３９０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
	標識		１本につき１年	３，２００円

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	３９円
		その他のもの	１本につき１月	３９０円
	幕（施行令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	３９円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	３９０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	３，９００円
		その他のもの		２，０００円
施行令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
その他のもの				２５０円

備考

１　第１種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは

電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第１種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

５　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

６　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

７　１件の占用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

（柏原市都市公園条例の一部改正）

第２条　柏原市都市公園条例（平成４年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１０条第１号関係）

種別		単位	使用料
電柱	第１種電柱	１本につき１年	２，２００円
	第２種電柱		３，４００円
	第３種電柱		４，６００円
	支柱		３，４００円
	支線柱		１，６００円
	支線		６７０円
電話柱	第１種電話柱		２，０００円
	第２種電話柱		３，２００円
	第３種電話柱		４，３００円
	支柱		１，８００円
	支線柱		１，５００円
	支線		６７０円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	２０円
地下に設ける電線その他の線類			１２円
公衆電話所		１個につき１年	３，９００円
郵便差出箱			１，７００円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径０．１メートル未満	長さ１メートルにつき１年	１２０円
	外径０．１メートル以上０．２メートル未満		２４０円
	外径０．２メートル以上０．４メートル未満		４７０円
	外径０．４メートル以上１メートル未満		１，２００円
	外径１メートル以上		２，４００円
防火用貯水槽で地下に設けられる		その面積１平方メー	３，９００円

もの、地下マンホールその他これらに類する地下工作物	トルにつき１年	
標識	１基につき１年	３，２００円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	その面積１平方メートルにつき１月	３９０円
その他の使用		３９０円

備考

１　第１種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第１種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

５　使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が１

月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

６　１件の使用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

（柏原市準用河川占用料条例の一部改正）

第３条　柏原市準用河川占用料条例（平成１２年柏原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）」を「土地占用料（以下「占用料」という。）」に改める。

第２条（見出しを含む。）中「流水占用料等」を「占用料」に改める。

第３条の見出し中「流水占用料等」を「占用料」に改め、同条第１項中「流水占用料等」を「占用料」に改め、「又は採取」を削り、同条第２項中「流水の占用等」を「占用」に、「流水の占用料等」を「占用料」に改める。

第４条（見出しを含む。）中「流水占用料等」を「占用料」に改める。

第５条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「流水占用料等」を「占用料」に改め、同条第１号中「流水若しくは土地又は採取した土石その他の河川産出物」を「土地」に改め、同条第２号を削り、同条第３号中「流水占用料等」を「占用料」に改め、同号を同条第２号とする。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件	単位	占用料
第１種電柱	１本につき１年	２，２００円
第２種電柱		３，４００円
第３種電柱		４，６００円
電柱に係る支柱		３，４００円
電柱に係る支線柱		１，６００円
電柱に係る支線		６７０円

第１種電話柱			２，０００円
第２種電話柱			３，２００円
第３種電話柱			４，３００円
電話柱に係る支柱			１，８００円
電話柱に係る支線柱			１，５００円
電話柱に係る支線			６７０円
その他の柱類			２００円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	２０円
地下に設ける電線その他の線類			１２円
路上に設ける変圧器		１個につき１年	２，０００円
地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年	３，９００円
郵便差出箱及び信書便差出箱			１，７００円
広告塔		表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	８２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		１２０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メー		１８０円

	トル未満のもの		
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		２４０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		３５０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		４７０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		８２０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		１，２００円
	外径が１メートル以上のもの		２，４００円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
鉄道、軌道、歩廊その他これらに類する施設			３，９００円
通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		２，０００円
	地下に設ける通路		１，２００円
	その他のもの		３，９００円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１日	３９円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円

看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	３９０円
	その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
標識		１本につき１年	３，２００円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	３９円
	その他のもの	１本につき１月	３９０円
幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	３９円
	その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	３９０円
アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	３，９００円
	その他のもの		２，０００円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
橋りょう、桟橋、上屋その他これらに類する工作物		占用面積１平方メートルにつき１年	３６０円
球技広場、運動場その他これらに類する施設			１０５円
その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	２５０円

備考

1　第１種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2　第１種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

6　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

7　１件の占用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

（柏原市法定外公共物管理条例の一部改正）

第４条　柏原市法定外公共物管理条例（平成１６年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「占用を許可」を「占用許可を」に改める。

第９条中「の全部又は一部」を削る。

第１０条の見出し中「継承」を「承継」に改める。

第１５条第１項第１号中「第３条」の次に「又は第１３条」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

占用物件	単位	占用料
第１種電柱	１本につき１年	２，２００円
第２種電柱		３，４００円
第３種電柱		４，６００円
電柱に係る支柱		３，４００円
電柱に係る支線柱		１，６００円
電柱に係る支線		６７０円
第１種電話柱		２，０００円
第２種電話柱		３，２００円
第３種電話柱		４，３００円
電話柱に係る支柱		１，８００円
電話柱に係る支線柱		１，５００円
電話柱に係る支線		６７０円
その他の柱類		２００円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	２０円
地下に設ける電線その他の線類		１２円
路上に設ける変圧器	１個につき１年	２，０００円
地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
変圧塔その他これに類するもの及	１個につき１年	３，９００円

び公衆電話所			
郵便差出箱及び信書便差出箱			１，７００円
広告塔		表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	８２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		１２０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１８０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		２４０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		３５０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		４７０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		８２０円
	外径が０．７メート		１，２００円

	ル以上１メートル未満のもの		
	外径が１メートル以上のもの		２，４００円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円
鉄道、軌道、歩廊その他これらに類する施設			３，９００円
通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		２，０００円
	地下に設ける通路		１，２００円
	その他のもの		３，９００円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１日	３９円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	３９０円
	その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
標識		１本につき１年	３，２００円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	３９円
	その他のもの	１本につき１月	３９０円
幕（工事用板囲、足場、詰所	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	その面積１平方メートルにつき	３９円

その他の工事用施設であるものを除く。）	に設けるもの	１日	
	その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	３９０円
アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	３，９００円
	その他のもの		２，０００円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
橋りょう、桟橋、上屋その他これらに類する工作物		占用面積１平方メートルにつき１年	３６０円
球技広場、運動場その他これらに類する施設			１０５円
その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	２５０円

備考

１　第１種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第１種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

５　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

６　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

７　１件の占用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例の別表の規定は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）以後における占用又は使用に係る占用料又は使用料（以下「占用料等」という。）について適用し、施行日前の占用又は使用に係る占用料等については、なお従前の例による。

３　平成３２年３月３１日までの間、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１７号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第２条第１２項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第５号に規定する電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）の占用料等の額は、占用料等の支払業務を行っている事

業所ごとに算出した占用料等の額が施行日以後の各年度の前年度の占用料等の額に１．２を乗じて得た額（以下「調整占用料等額」という。）を超える場合（この条例による占用料等の額の改正によって超える場合に限る。次項において同じ。）には、当該調整占用料等額とする。

４　平成３２年３月３１日までの間、電気事業者等以外のものの占用料等の額は、占用物件又は使用物件ごとに算出した占用料等の額が調整占用料等額を超える場合には、当該調整占用料等額とする。

議案第１０１号

柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例の制定について

柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例を次のように制定する。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例

（目的）

第１条　この条例は、柏原市立堅上小学校へ通学区域外から通学する児童であって、スクールバスを利用するものの保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、その運行に係る経費の一部を負担金として徴収することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（負担金の額）

第２条　負担金の額は、児童１人につき月額１，０００円とする。

（負担金の納入期限等）

第３条　負担金は、月を単位として徴収するものとし、保護者は、前条に規定する負担金を、スクールバスを利用した月の翌月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納めなければならない。ただし、８月分は徴収しない。

（負担金の免除）

第４条　市長は、スクールバスを利用する児童が月の初日から末日までの全日数にわたり、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止の指示を受けたときその他スクールバスを利用しなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、負担金を免除することができる。

２　前項の規定による負担金の免除を受けようとする保護者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第１０２号

平成２９年度柏原市一般会計補正予算（第７号）

平成２９年度柏原市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２０，７５５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５，６４７，０３７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の補正は、「第２表債務負担行為補正」による。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		4,075,395	78,243	4,153,638
	1 国庫負担金	3,513,379	72,496	3,585,875
	2 国庫補助金	541,406	5,747	547,153
14 府支出金		1,624,462	36,247	1,660,709
	1 府負担金	1,106,851	36,247	1,143,098
18 諸収入		2,432,367	28,090	2,460,457
	5 雑入	1,377,071	28,090	1,405,161
20 繰越金		0	78,175	78,175
	1 繰越金	0	78,175	78,175
歳入合計		25,426,282	220,755	25,647,037

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		2,650,111	16,423	2,666,534
	1　総務管理費	1,986,692	9,800	1,996,492
	2　徴税費	369,169	2,000	371,169
	3　戸籍住民基本台帳費	172,670	4,623	177,293
3　民生費		10,962,322	194,494	11,156,816
	1　社会福祉費	4,991,057	101,739	5,092,796
	2　児童福祉費	3,696,585	92,755	3,789,340
9　教育費		2,042,992	9,838	2,052,830
	1　教育総務費	623,640	3,823	627,463
	2　小学校費	320,831	3,355	324,186
	4　幼稚園費	248,850	2,660	251,510
歳出合計		25,426,282	220,755	25,647,037

第2表　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額
柏原市体育施設指定管理に係る経費	平成２９年度から 平成３４年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
柏原市自転車駐車場 指定管理に係る経費	平成２９年度から 平成３２年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
柏原市自動車駐車場 指定管理に係る経費	平成２９年度から 平成３２年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
柏原市立老人福祉センター 指定管理に係る経費	平成２９年度から 平成３０年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
窓口等人材派遣業務に係る経費	平成２９年度から 平成３２年度まで	53,000千円
（仮称）かしわら認定こども園 施設設計に係る経費	平成２９年度から 平成３０年度まで	39,300千円
子育て支援施設に関する 個別施設計画策定に係る経費	平成２９年度から 平成３０年度まで	4,000千円
スクールバスの賃貸借契約に係る経費	平成２９年度から 平成３４年度まで	12,500千円

平成２９年度柏原市一般会計補正予算（第７号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１３　国庫支出金

（項）１　国庫負担金　　（単位　千円）

款	項	目	項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
13			国庫支出金	4,075,395	78,243	4,153,638				
	1		国庫負担金	3,513,379	72,496	3,585,875				
		1	民生費国庫負担金	3,510,702	72,496	3,583,198				
							1 社会福祉費負担金	46,335	障害者自立支援給付費負担金	27,675
									障害児支援給付費負担金	18,660
							2 児童福祉費負担金	26,161	保育所運営費負担金	21,302
									施設型及び地域型保育給付費負担金	4,859

（項）２　国庫補助金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
	2		国庫補助金	541,406	5,747	547,153			
		1	総務費国庫補助金	27,707	4,460	32,167			
							2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,460	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
		2	民生費国庫補助金	112,443	605	113,048			
							1 社会福祉費補助金	605	地域生活支援事業等補助金
		5	教育費国庫補助金	19,212	682	19,894			
							3 幼稚園費補助金	682	幼稚園就園奨励費補助金

（款）１４　府支出金

（項）１　府負担金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
14			府支出金	1,624,462	36,247	1,660,709				
	1		府負担金	1,106,851	36,247	1,143,098				
		1	民生費府負担金	1,105,513	36,247	1,141,760				
							1 社会福祉費負担金	23,167	障害者自立支援給付費負担金	13,837
									障害児支援給付費負担金	9,330
							2 児童福祉費負担金	13,080	保育所運営費負担金	10,651
									施設型及び地域型保育給付費負担金	2,429

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	2,432,367	28,090	2,460,457			
	5		雑入	1,377,071	28,090	1,405,161			
		2	雑入	1,376,521	28,090	1,404,611			
							1 雑入	28,090	その他雑入

（款）２０　繰越金

（項）１　繰越金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
20			繰越金	0	78,175	78,175			
	1		繰越金	0	78,175	78,175			
		1	繰越金	0	78,175	78,175			
							1 繰越金	78,175	前年度繰越金（平成２８年度剰余金）

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			総務費	2,650,111	16,423	2,666,534	4,460	11,963			
	1		総務管理費	1,986,692	9,800	1,996,492	0	9,800			
		4	財産管理費	368,867	8,800	377,667	その他 △ 1,000	9,800			
									15 工事請負費 25 積立金	9,800 △ 1,000	7 基金 ふるさと基金積立金 △ 1,000 8 ジョイフル国分区分所有施設整備事業 ジョイフル国分区分所有施設整備工事 9,800
		5	企画費	78,038	1,000	79,038	その他 1,000				
									13 委託料	1,000	4 市制６０周年記念準備事業 市内循環バス車体装飾業務委託料

（項）２　徴税費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	2		徴税費	369,169	2,000	371,169		2,000			
		1	徴税費	369,009	2,000	371,009		2,000			
									23 償還金、利子及び割引料	2,000	4 市税収税事業 過誤納金還付金

（項）３　戸籍住民基本台帳費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	3		戸籍住民基本台帳費	172,670	4,623	177,293	4,460	163			
		1	戸籍住民基本台帳費	172,670	4,623	177,293	国庫支出金 4,460	163			
									13 委託料	4,623	2 市民課事務費 住民基本台帳システム改修業務委託料

（款）３　民生費

（項）１　社会福祉費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
3			民生費	10,962,322	194,494	11,156,816	109,348	85,146			
	1		社会福祉費	4,991,057	101,739	5,092,796	70,107	31,632			
		1	社会福祉総務費	1,296,040	2,658	1,298,698		2,658			
									28 繰出金	2,658	9 国民健康保険事業会計繰出金（事業勘定） 国民健康保険事業会計（事業勘定）繰出金
		2	障害福祉費	80,155	1,210	81,365	国庫支出金 605	605			
									13 委託料	1,210	1 障害福祉推進事業 障害福祉システム改修委託料

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		3	障害者自立支援費	1,374,926	92,670	1,467,596	国庫支出金 46,335 府支出金 23,167	23,168			
									20 扶助費	92,670	1 障害者自立支援給付等事業 障害者自立支援給付費 55,350 3 障害児支援事業 障害児通所支援等給付費 37,320
		10	介護保険福祉費	981,934	3,380	985,314		3,380			
									28 繰出金	3,380	2 介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金
		11	後期高齢者医療保険福祉費	888,101	1,821	889,922		1,821			
									19 負担金、補助及び交付金	1,821	1 後期高齢者医療負担金 平成２８年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金

（項）２　児童福祉費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	2		児童福祉費	3,696,585	92,755	3,789,340	39,241	53,514			
		1	児童福祉総務費	321,547	8,406	329,953		8,406			
									23 償還金、利子及び割引料	8,406	2 こども育成課事務費 平成２８年度国庫負担金返還金 5,604 平成２８年度府負担金返還金 2,802
		2	児童保育費	2,522,146	72,549	2,594,695	国庫支出金 26,161 府支出金 13,080	33,308			
									13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	61,194 11,355	1 民間保育園事業 保育委託料（市内保育園） 61,194 7 施設型及び地域型保育給付事業 施設型及び地域型保育給付費 11,355

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		5	こども医療助成費	195,128	11,800	206,928		11,800			
									20 扶助費	11,800	1 こども医療費助成事業 医療扶助費

（款）９　教育費

（項）１　教育総務費　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9		教育費	2,042,992	9,838	2,052,830	682	9,156			
	1	教育総務費	623,640	3,823	627,463		3,823			
	4	学校給食費	288,953	3,823	292,776		3,823			
								19 負担金、補助及び交付金	3,823	1 藤柏学校給食組合負担金

（項）２　小学校費　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	2	小学校費	320,831	3,355	324,186		3,355			
	2	教育振興費	45,721	3,355	49,076		3,355			
								20 扶助費	3,355	2 小学校就学援助費 新入学学用品費扶助　1,208 中学校入学準備金扶助　2,147

（項）４　幼稚園費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	4		幼稚園費	248,850	2,660	251,510	682	1,978			
		1	幼稚園費	248,850	2,660	251,510	国庫支出金 682	1,978			
									19 負担金、補助及び交付金	2,660	6 私立幼稚園就園補助事業 私立幼稚園就園奨励費補助金

議案第１０３号

平成２９年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

平成２９年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３，６８４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，０５８，８１０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の補正は、「第２表債務負担行為補正」による。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8　繰入金		933,465	2,658	936,123
	1　他会計繰入金	933,465	2,658	936,123
9　諸収入		654,931	31,026	685,957
	3　雑入	654,927	31,026	685,953
歳入合計		11,025,126	33,684	11,058,810

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		184,014	2,658	186,672
	1　総務管理費	120,964	1,005	121,969
	2　徴収費	62,636	1,653	64,289
10　諸支出金		655,398	31,026	686,424
	1　償還金及び還付加算金	5,853	31,026	36,879
歳出合計		11,025,126	33,684	11,058,810

第２表　債 務 負 担 行 為 補 正

追　　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
納入通知書等印刷封入封緘に係る経費	平成２９年度から 平成３０年度まで	６７５千円

平成２９年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）８　繰入金

（項）１　他会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
8			繰入金	933,465	2,658	936,123			
	1		他会計繰入金	933,465	2,658	936,123			
		1	一般会計繰入金	933,465	2,658	936,123			
							5 事務費超過負担金繰入金	2,658	事務費超過負担金繰入金

（款）９　諸収入

（項）３　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
9			諸収入	654,931	31,026	685,957			
	3		雑入	654,927	31,026	685,953			
		6	雑入	649,674	31,026	680,700			
							1 雑入	31,026	その他雑入

歳　　出

（款）１　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
1			総務費	184,014	2,658	186,672		2,658			
	1		総務管理費	120,964	1,005	121,969		1,005			
		1	一般管理費	119,442	1,005	120,447		1,005			
									13 委託料	1,005	1　一般管理費 国保システム改修委託料

（款）１　総務費

（項）２　徴収費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
1			総務費	184,014	2,658	186,672		2,658			
	2		徴収費	62,636	1,653	64,289		1,653			
		1	賦課徴収費	61,236	1,653	62,889		1,653			
									13 委託料	1,653	1　賦課徴収費 国保システム改修委託料

（款）１０　諸支出金

（項）１　償還金及び還付加算金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
10			諸支出金	655,398	31,026	686,424		31,026			
	1		償還金及び還付加算金	5,853	31,026	36,879		31,026			
		5	償還金	2	31,026	31,028		31,026			
									23 償還金、利子及び割引料	31,026	1 償還金 国庫返還金

議案第１０４号

平成２９年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２９年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，６６９，９０３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6　繰　　入　　金		1,042,742	3,380	1,046,122
	1　一般会計繰入金	972,084	3,380	975,464
歳　入　合　計		6,666,523	3,380	6,669,903

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総　　務　　費		170,652	3,380	174,032
	3　介護認定審査会費	39,199	3,380	42,579
歳　出　合　計		6,666,523	3,380	6,669,903

平成２９年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）６　繰入金

（項）１　一般会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
6			繰入金	1,042,742	3,380	1,046,122			
	1		一般会計繰入金	972,084	3,380	975,464			
		4	その他一般会計繰入金	169,054	3,380	172,434			
							2 事務費繰入金	3,380	認定事務費繰入金

歳　　出

（款）１　総務費

（項）３　介護認定審査会費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
1			総務費	170,652	3,380	174,032		3,380			
	3		介護認定審査会費	39,199	3,380	42,579		3,380			
		1	介護認定審査会費	38,255	3,380	41,635		3,380			
									13 委託料	3,380	1 介護認定審査会費 要介護認定システム改修業務委託料

議案第１０５号

平成２９年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７，９９５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９１９，４０７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１１月３０日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4　繰　　越　　金		0	27,995	27,995
	1　繰　　越　　金	0	27,995	27,995
歳　入　合　計		891,412	27,995	919,407

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　後期高齢者医療広域連合負担金		875,704	27,995	903,699
	1　後期高齢者医療広域連合負担金	875,704	27,995	903,699
歳　出　合　計		891,412	27,995	919,407

平成２９年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）４　繰越金

（項）１　繰越金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
4			繰越金	0	27,995	27,995			
	1		繰越金	0	27,995	27,995			
		1	繰越金	0	27,995	27,995			
							1 繰越金	27,995	前年度剰余金

歳　　出

（款）２　後期高齢者医療広域連合負担金

（項）１　後期高齢者医療広域連合負担金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			後期高齢者医療広域連合負担金	875,704	27,995	903,699	27,995				
	1		後期高齢者医療広域連合負担金	875,704	27,995	903,699	27,995				
		1	後期高齢者医療広域連合負担金	875,704	27,995	903,699	その他 27,995				
									19 負担金、補助及び交付金	27,995	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険料等負担金